インドネシア個人データ保護法 施行規則の発出に向けて(1)

2023年10月 One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二 NY 州法弁護士 友藤 雄介 インドネシア法弁護士 プリシリア・シトンプル

1. はじめに

インドネシアでは、2022 年 10 月 17 日に個人データの保護に関する初の包括的な法律として、個人データの保護に関する法律 2022年 27 号(以下、「PDP法」)が施行されました¹。従来インドネシアでは、いわゆる EIT 法(電子情報及び取引に関する法律 2008 年第 11 号(及びその改正法(2016 年第 19 号)を含む))およびその施行規則によって、電子システムで扱われる個人情報のみが規制されていましたが、PDP 法の施行により、全ての分野における個人データの保護を規定する初めての法律が制定されたこととなります。もっとも、PDP 法は、2 年間の移行期間を定め、さらに多くの条項に詳細は施行規則によって定める旨の規定を置いておりました。そのため、各企業が当該施行規則の発行を待つ状況が続いておりました。

このような状況で、PDP法の制定から約1年を目前とした2023年8月30日に、PDP法の施行規則案(以下「本規則案」)が公表されました 2 。

本規則案は 245 の条文と 10 の章から構成され、データ処理(第 9 条~第 36 条)、権利と義務(第 37 条~第 180 条)、国境を越えた移転(第 181 条~第 196 条)、PDP 委員会(Lembaga PDP)の権限(第 199 条~第 212 条)、行政処分(第 213 条-第 226 条)、紛争解決と手続法(第 227 条~第 244 条)など、データ保護の様々な側面を広範囲にカバーしています。

本規則案については、今後広く議論が行われる予定であり、最終化されるまでに内容が大きく変更される可能性があります。しかしながら、インドネシアで事業を行う企業、特に国際的なデータの移転を行う可能性のある日系企業においては、上記移行期間内に PDP 法およびその施行規則を遵守する体制を整えるために、本規則案の内容及び動向に注意を払うことが不可欠となります。

このため、One Asia Lawyers では数回に分けて、PDP 法及び本規則案の詳細について議論していきたいと思います。

今月は以下のトピックを取り上げております。

2. 個人データ保護管理責任者(Personal Data Protection Official)

(1) PDP 法の規定

他の国の個人情報保護関連法と同様に、インドネシアの PDP 法においても、個人データ管理者及び個人データ処理者は、個人データ保護管理責任を負う責任者を任命しなければなりません。

¹ PDP 法の内容については、弊所の 2022 年 10 月発行のニュースレター (https://oneasia.legal/8947) をご参照ください。

² インドネシア通信情報省が8月31日に発出したプレスリリースによると、本規則案に関して一般市民による意見の提出が可能とされている。(https://www.kominfo.go.id/content/detail/51157/siaran-pers-no-256hmkominfo082023-tentang-susun-aturan-pelaksana-kominfo-buka-partisipasi-publik-lewat-laman-pdpid/0/siaran_pers)

PDP 法第 53 条では、以下の場合に上記の責任者を任命する義務が発生すると規定しています。

- a. 個人データが公共サービスのために利用される場合
- b. 個人データ管理者の中核業務が、大規模な個人データの定期的かつ体系的なモニタリングを必要とする場合であって、当該必要性が当該中核業務の性質、範囲および/または目的から生じる場合
- c. 個人データ管理者の中核業務が、特定個人データおよび/または犯罪に関連する個人データの大規模な処理である場合

PDP 法第 54 条 1 項はさらに、この責任者の義務を情報提供、助言、監視、調整と規定しています。しかし、このような責任者の任命時に、任命者である Personal Data Controller がどの様な義務を負うべきなのか等の詳細は PDP 法には規定されていないため、施行規則が待ち望まれていました。

(2) 本規則案

本規則案では、このような責任者を「個人データ保護管理責任者 (Personal Data Protection Official)」と定義しています(第1条24項)。

本規則案第165条から第169条には、個人データ保護管理責任者に関する条文が規定されております。

まず、求められる能力については、PDP 法第 53 条 2 項の規定内容とほぼ同一の内容が第 165 条 2 項にて規定されており、ここでは、専門性、法律、個人データ保護実務に関する知識、職務を遂行する能力に基づいて、個人データ保護管理責任者は任命されるものとすると規定されています。なお、ここで求められる能力の程度としては PDP 委員会が今後公表する旨を規定しています。(第 165 条 3 項)

・第 165 条 3 項: 個人データ保護の職務を遂行する個人データ保護管理責任者の専門性と能力に関する規定は、PDP委員会規則にて追って規定される。

また、第167条~第169条には、個人データ保護管理責任者とその任命者(個人データ管理者および個人データ処理者)の双方の義務が規定されております。この中で、個人データ管理者および個人データ処理者は、個人データ保護管理責任者がその職務を適切に遂行できる環境を整備しなければならないこと(第168条)、個人データ保護管理責任者は、個人データ保護の技術的および運用的措置を実施できるように、個人データ保護を担当する部門と協力する義務があること(第169条)が追加されています。

3. GDPR³との類似性

PDP 法は GDPR の影響を強く受けており、多くの条項で共通点や類似点を見出すことができます。

前述の PDP 法第 53 条で定める個人データ保護管理責任者の任命義務が生じる 3 種の要件は、GDPR 第 37 条 1 項が定める Data Protection Officer ("DPO") の選任義務の要件と近似しております。

³ General Data Protection Regulation (EU における一般データ保護規則)の略語。

また、データ保護影響評価 (Personal Data Protection Impact Assessment) 4 の実施時には、PDP 法では、個人データ保護管理者は助言の提供と遂行の監視を役割として与えられおり (本規則案第 167 条 1 項(c))、GDPR にも同種の内容 5 が規定されています(GDPR 第 39 条 1 項(c))。

さらに、個人データ保護管理責任者は、個人データの処理に関連する問題について窓口 (narahubung) としての役割を果たす義務が規定されております (本規則案第167条1項(d))が、GDPR においても同種の内容が規定されています(GDPR 第37条7項)6。

前述の個人データ保護管理責任者に求められる能力について、GDPR第37条2項は、DPO は専門家としての資質、特にデータ保護法および実務の専門知識ならびに DPO としての任務を遂行する能力に基づいて選任される必要がある旨規定されています。本レター3.(2)で述べた PDP 法第53条3項及び本規則案165条2項は上記 GDPRの規定を踏まえて規定されているものと考えられます。

上記のように、本規則案を踏まえても個人データ保護管理者について明確になっていない点も多くあるところ、これらについて PDP 委員会規則の動向を確認するともに、GDPR における取扱いを踏まえて検討することも有益と考えられます。

4. 最後に

今月のニュースレターでは上記 2 にて PDP 法 およびその施行に関する本規則案の詳細について、また 3.にて GDPR との類似点を議論しておりますが、One Asia Lawyersでは、来月以降もこういった観点で継続して議論して参ります。

今月のニュースレターの最後に、PDP 法に関する一般的な注意点を述べたいと思います。

(1) 猶予期間

PDP 法は PDP 法に沿った体制を整備する為の猶予期間として 2 年間と規定しています (PDP 法第 74 条)。本規則案に関しては、今後の議論によって内容が変更される可能性がありますが、これを注視しつつ、当該猶予期間が来年の 10 月に終了することを見据え、同法及び本規則案を元に施行される予定の施行規則に沿った体制を今後整備していく必要があります。

(2) PDP 法と EIT 法

PDP 法第 75 条は、「この法律の施行に伴い、個人データ保護を規定するすべての法令の規定は、この法律の規定と抵触しない限り、なお効力を有する」と規定しています。

当該規定は、PDP法が施行される以前から有効であった、EIT法及びその施行規則等を念頭においたものと考えられています。EIT法は、電子システムで扱われる個人情報の取扱いに関する規定を置いており、PDF法第75条に基づくと、PDP法の施行後も、同法に抵触しない限度でEIT法及びその施行規則は有効と解されるため、PDP

 $^{^4}$ 一定の個人情報の処理が高度のリスクをもたらしうる場合に、想定される影響に関して行う評価を指し、この実施に関しては Personal Data Controller が実施の義務を負っている。(PDP 法第 127 条 (GDPR 第 35 条にも類似の規定がある))

⁵ただし、GDPR における DPO の助言の提供と遂行の監視は「要請があった場合に(where requested)」に行うものと規定されており、かかる文言は PDP 法にはみあたらない。

⁶ただし、GDPRにおいては、DPOは個人データの処理のために、連絡先の公表が求められているが、 当該規定はPDP法及び本規則案には見当たらない。



法及び同法の施行規則に加え、こちらの EIT 法及び施行規則等に関しても、今後も引き続き留意が必要と考えられます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。 One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ<u>https://oneasia.legal</u>または<u>info@oneasia.legal</u>までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



友藤 雄介

One Asia Lawyers Indonesia Office

NY 州法弁護士

長年、企業にて海外案件、特にインドネシアにおいて豊富な経験を有し、建設契約、売買契約、紛争解決、事業撤退等幅広く手掛ける。日本の大手プラント・エンジニアリング会社での東南アジアのプラント建設契約(EPC契約)の交渉経験や、大手総合商社での各種契約締結経験を有する。アメリカ・ペンシルバニア大学ロースクール卒。2023年から One Asia に参画。

vusuke.tomofuji@oneasia.legal



Prisilia Sitompul (プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウス カウンセルとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に 関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了 (石油・ガス法)。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisilia@oneasia.legal